

第5章 環境と経済の好循環

第1節 環境保全型産業の育成

1 環境に配慮した事業者の育成、拡大

(1) 環境保全資金融資制度

県では、中小企業者等が、工場などから出るばい煙や汚水などの処理施設等の公害防止施設を設置したり、環境保全施設を整備する場合又は公害を防止するために工場などを移転する場合に、これに対して低利で資金の融資を行うため、昭和45年度に資金預託方式による「愛媛県中小企業公害防止資金貸付制度」を創設した。昭和47年度から利子補給方式に改め、平成11年度には、地球温暖化や資源のリサイクル等の新たな環境問題に対応するため、「愛媛県環境保全資金融資制度」と改称し、表2-5-1のとおり融資を行ってきた。

これまでに、償還期間の延長や、貸付限度額を2,000万円から5,000万円に拡大するなどの改正を行うとともに、平成14年度には土壤・地下水浄化対策、工場等の緑化を、平成15年度には企業者のISO14001取得を融資対象に追加し、平成18年度には、アスベストに関する調査・除去等も融資対象であることを明文化するなど、県内中小企業者の環境に配慮した事業活動の推進を図っている（表2-5-2参照）。

なお、平成21年度には、中小企業者が返済方法を個別事情により選択できるよう返済方法を改正した。

表2-5-1 融資実績

年度	県費 預託額	融資枠	貸付承認額(千円)																
			大気		水質		騒音		悪臭		産廃		環境保全		移転		ISO取得		計
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
5	150,000	500,000			1	20,000												20,000	
6	150,000	500,000		20,000	1	20,000												60,000	
7	60,000	200,000																0	
8	60,000	200,000																0	
9	60,000	200,000																0	
10	60,000	200,000																0	
11	60,000	200,000			1	20,000												40,000	
12	60,000	200,000			1	5,000												25,000	
13	75,000	250,000																0	
14	75,000	250,000																120,000	
15	75,000	250,000																62,500	
16	75,000	250,000																5,000	
17	75,000	250,000																75,000	
18	75,000	250,000																74,000	
19	75,000	250,000																32,460	
20	75,000	250,000																4,000	
21	75,000	250,000																	

表2－5－2 環境保全資金融資制度の概要（平成21年度）

区分	内 容
融資対象事業者	中小企業者又は中小企業団体 (愛媛県内に工場又は事業場を有するもので、6ヶ月以上引き続いて現在の事業を営んでいるもの)
融資の条件	融資限度額 5,000万円以内 融資期間 10年以内(措置期間1年以内を含む。) 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年2.00%
融資の対象	1 公害防止施設等 ばい煙処理施設、汚水処理施設、騒音振動防止施設 産業廃棄物処理施設、土壤・地下水・アスベスト浄化対策 等 2 環境保全施設等 フロン等回収・処理施設、資源リサイクル施設、 省資源・省エネルギー施設、低公害車、雨水貯留施設 緑化 等 3 公害を防止するための工場又は事業場の移転 4 ISO14001の認証取得

※平成22、23年度は、温暖化対策施設の整備、地域環境整備支援、廃棄物由来再生可能エネルギーの利用促進の事業については、無利子としている。

2 環境産業の創出と育成

(1) 環境関連ビジネスの創出、起業化支援

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、電気自動車（EV）や太陽光発電に代表される「低炭素社会実現に向けたエネルギー技術」など、環境や新エネルギーに関する技術革新や環境ビジネスについての情報提供、研究開発への支援等を積極的に展開し、環境関連産業の振興を図った。

具体的には平成21年9月10日に、環境付加価値を積極的にビジネスに取り入れる取組を活発化させ、もって本県経済の活性化を図ることを目的とした「えひめ先進環境ビジネス研究会（平成22年3月31日時点の会員数 134名（114団体・20個人）」を設立し、セミナーによる環境関連ビジネスの情報提供及び、環境関連ビジネスに取り組もうとする企業等をプロジェクトチームに認定し、その活動を支援した。

① セミナーによる情報提供

延べ3回。281名が参加。

開催日	場所	参加者数	テーマ
平成21年9月10日	愛媛大学 共通講義棟	131名	○先進環境ビジネスの動向について ～エネルギー革命！地域産業の対応戦略～ ○カーボンオフセット、カーボンフットプリントでビジネスはこう変わる！？
平成21年11月20日	テクノプラザ愛媛 テクノホール	60名	○先進環境ビジネス動向レポート ○カーボンフットプリント－CO ₂ 見える化戦略－について
平成22年2月1日	テクノプラザ愛媛	90名	○国における国内クレジット制度の推進について

	テクノホール		<ul style="list-style-type: none"> ○四国内の企業における先進的な取組事例の紹介 ○カーボンフットプリント制度施行事業の概要 ○カーボンフットプリント関連事業・活動事例紹介
--	--------	--	--

② プロジェクトチームの認定及び活動成果（平成22年3月31日時点）

名 称	メンバ一	目 的	主な活動成果
地域型低炭素化推進スキーム・関連ビジネス研究P T	(株)実践都市開発研究所、(株)アドバンテック、内子町、新興工機(株)、環境省四国環境パートナーシップオフィス、事業型環境N P O・社会的企業支援四国事務局	内子町をフィールドとした地域ぐるみの低炭素化の取組（バイオマスエネルギー利用による国内クレジット制度活用、森林整備等によるJ－V E R制度活用、オフセットクレジットの商品化）の推進	—
カーボンオフセット商品開発 第1 P T	(株)アドバンテック、尾崎食品(株)、宇和島信用金庫	環境配慮型の新商品（間伐材が利用されているカート缶+カーボンオフセット）の商品開発・普及の支援	平成21年12月、地域資源を活用したカーボンオフセット飲料「柑橘王国 酢ッキ青みかん」を商品化
カーボンオフセット商品開発 第2 P T	森実商事(株)、(株)金豊、(株)アドバンテック	環境配慮型新商品（従来商品より軽量化し、環境負荷の低減を図るとともに、カーボンオフセットの仕組を取り入れたプロ野球5球団のオフィシャルボックスティッシュ）の商品開発及び普及を支援	平成22年3月、カーボンオフセットティッシュ（プロ野球5球団オフィシャルボックスティッシュ）を商品化
海のEVプロジェクトチーム	アイティオ一(株)、愛媛県漁業協同組合連合会、四国電力(株)、(株)いよぎん地域経済研究センター、愛媛県産業技術研究所	えひめ発の漁船電動化コンバート技術を核とした、国内初の沿岸漁業用電気船の事業化により、漁船の電動化による漁業経営改善と環境保全を同時に実現し、さらに、国内クレジット制度によるクレジットの取得・移転を可能とする先進環境ビジネスモデルの構築	平成21年12月、宇和島港で走行実験を実施

3 環境保全型農林水産業の推進

（1）環境保全型農業の普及浸透

県では、食の安全安心や農村環境の保全に対する関心が高まる中、農業生産と周辺環境の調和を考慮した環境保全型農業の普及浸透を図るため、平成6年3月に「愛媛県環境保全型農業基本方針」を策定し、土づくりや、化学肥料・農薬の節減技術を普及推進とともに、エコファーマーの育成、有機農業及びエコえひめ農産物の生産促進ほか、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理を推進している。

(2) 環境と調和した林業の推進

県土の7割を占める本県の森林資源は、戦後植林されたスギ・ヒノキを中心に充実しており、利用可能な段階になってきている。しかしながら、採算性の悪化に伴う林業生産活動の停滞や林業担い手の不足等により、未整備森林の増加による森林の公益的機能の低下などが懸念されている。

このため、平成13年を「森林共生元年」と位置づけ、森林の環境資源としての役割を重視し、生態系に考慮した林道開設や高性能林業機械を導入した間伐などの森林整備を行うとともに、持続可能な森林の管理や災害に強い山づくりに努めているところである。

さらに、平成17年度からは、森林共生を加速化させるため、森林環境税を導入するほか、平成18年度からは、生産から加工・流通に至るまでの総合的なコストの縮減を図り、低質材を含め、徹底した木材の利用促進を図る「森林共生プロジェクト」に取り組んできている。

同プロジェクトにおいては、森林所有者の合意形成を進め、一体的、効率的に間伐を実施する「森林共生推進団地」の設定や路網の整備、林業機械の導入に対して支援し、団地化に伴うスケールメリットによるコスト縮減等を図り、計画的な間伐、県産材の有効利用、林家所得の向上に努めることとしている。

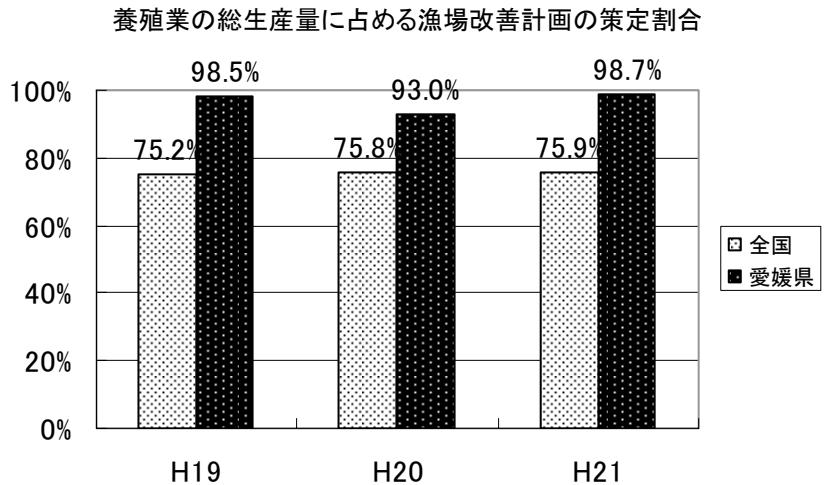
また、間伐等により生産された県産材の有効活用を図るため、木材需要の大半を占める住宅への県産材の提供やえひめ産材を使用した展示住宅の建設など、木造住宅の普及啓発を促進するとともに、林内に放置されている低質材を製紙用原料や化石燃料の代替として発電用燃料として供給することで、木質バイオマスの利用促進による二酸化炭素の削減に努めている。

(3) 漁場改善計画の認定率について

漁場改善計画制度は持続的養殖生産確保法（平成11年5月21日法律第51号）における基本方針に基づき、漁業協同組合等が単独又は共同により、自ら対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るために創設されたものであり、過密養殖の是正等養殖漁場改善のための取組を促進するとともに、特定疾病等のまん延を防止するための措置を講じるなど、持続的な養殖生産の確保を図るための必要な事項を定めている。

全国有数の養殖県である本県においては、養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定割合が98.7%（平成21年）となっており、全国割合の75.9%を大きく上回っている。

しかし、漁業協同組合等漁業者単位による認定率となる94.7%（平成21年）となっているため、100%の認定率となるよう、より積極的な参画が望まれる。



第2節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、環境の保全の観点から適正な配慮を行うことにより、その事業について、環境保全上、より望ましいものとしていく仕組みであり、環境悪化を未然に防止するとともに、開発と保全との調整を図り持続可能な社会を構築していくための有効な制度である。

従来から、港湾法に基づく港湾計画や、公有水面埋立法に基づく埋立事業については、環境影響評価が実施されていたが、国においては、国が行う事業や国の免許等を受けて行われる事業であって、規模が大きく環境への影響を及ぼすおそれのあるものについて環境影響評価を義務付けるため、平成9年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行された。

本県においては、大規模開発行為に関する指導要綱により平成3年8月からゴルフ場及びレジャー施設の設置に対し環境影響評価を義務付けてきたが、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、平成11年3月19日に愛媛県環境影響評価条例を公布し、環境影響評価法の施行期日に合わせて同年6月12日から施行した。

2 愛媛県環境影響評価条例の概要

(1) 対象事業

愛媛県環境影響評価条例の対象となる事業の種類及び規模要件は、表2-5-3のとおりである。

表2－5－3 対象事業及び規模要件

事業の種類	規模要件
1 道路 (1) 国道、県道、市町道、農業用道路 (2) 林道	4車線以上延長7.5km以上 幅員6.5m以上延長15km以上
2 河川 (1) ダム、堰 (2) 放水路	湛水面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
3 鉄道、軌道	線路の長さ5km以上
4 飛行場 (1) 陸上飛行場 (2) 陸上ヘリポート	すべて 滑走路の長さ30m以上
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所	出力15,000kw以上 出力75,000kw以上
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 (2) し尿処理施設 (3) 最終処分場	処理能力50t／日以上 処理能力300kℓ／日以上 面積15ha以上
7 埋立て、干拓	面積25ha以上（干潟自然海浜等ha以上）
8 土地区画整理事業	面積75ha以上
9 工業団地造成事業	面積50ha以上
10 流通業務団地造成事業	面積50ha以上
11 宅地造成事業	面積50ha以上
12 農用地造成事業	面積100ha以上
13 レクリエーション施設 (1) ゴルフ場 (2) スキー場 (3) その他運動・レジャー施設	すべて 土地改変面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
14 工場・事業場	最大排出ガス量10万m ³ ／時以上又は 平均排水量1万m ³ ／日以上
15 下水道終末処理施設	予定処理区域人口10万人以上
16 土石採取	面積50ha以上
17 鉱物採取	面積50ha以上

(2) 評価項目

調査、予測及び評価の項目は、愛媛県環境基本条例で「環境保全施策」の対象とされる表2－5－4に示す環境要素とする。

表2－5－4

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質 騒音 振動 悪臭 水質 地下水 地盤 土壌 地形・地質 など
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物 植物 生態系 など
人と自然との豊かな触れ合い及び地域の歴史的文化的特性の保全	景観 文化財 觸れ合い活動の場 など
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス など

(3) 評価の観点

環境基準の達成はもとより、事業者により実行可能な範囲内で環境への影響を回避し、又は低減しているかどうかの視点から評価を行うものとする。

(4) 事業計画の早期段階における環境影響評価の実施

事業計画の早期の段階において、環境影響評価の調査を開始する前に、行政や住民の意見を踏まえて調査の項目や手法を選定する方法書の手続を導入している。

環境影響評価手続の全体の流れは、資料編1－2のとおりである。

(5) 情報公開の徹底及び住民参加の拡充

環境影響評価の手続の各過程において可能な限り、次のとおり情報公開を行うとともに、住民参加の拡充を図る。

- ① 方法書、準備書、準備書に係る住民意見に対する事業者の見解書、評価書、事後調査報告書の公告・縦覧
- ② 説明会の開催、公聴会の開催
- ③ 愛媛県環境影響評価審査会の会議の公開
- ④ 事業の着手、完了、中断、再開、事業の廃止、引継の公表
- ⑤ 方法書、準備書について、住民の環境保全の見地からの意見提出の機会の設定及び住民意見を提出できる者の範囲の地域限定の撤廃

(6) 環境影響評価審査会の設置

環境影響評価の客觀性、信頼性を確保するため、学識経験者で組織する愛媛県環境影響評価審査会を設置している。

(7) 事後フォローアップの充実

すべての事業者に事後調査を義務付け、その結果に応じて必要な環境保全措置が実施されるようにする。

(8) 実効性を確保するための措置

環境影響評価の結果を事業の許認可等へ反映させるとともに、報告徴収や立入検査の実施、手続の違反者に対する勧告・公表の措置をとる。

3 環境影響審査の実施

(1) 愛媛県環境影響評価審査会

学識経験者10人で構成する愛媛県環境影響評価審査会を平成11年6月12日に設置し、環境影響評価法や愛媛県環境影響評価条例の対象事業に係る環境影響評価方法書、準備書等の審査を行っている。

平成21年度は、審査会の開催案件はなかった。

(2) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業などの規模が大きく環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価手続の実施を義務付けている。

平成20年度に方法書の提出があった住友共同電力㈱新居浜東第二火力発電所1号発電設備建設工事について、平成21年度に事業廃止の通知があった。

(3) 愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

愛媛県環境影響評価条例は、環境影響評価法の対象外の事業について、環境影響評価を義務付けている。

(4) 個別法等による環境影響評価等

平成21年度に港湾法、公有水面埋立法、大規模小売店舗立地法、砂利採取法等に基づき環境影響評価等が実施され、環境部局が審査した案件は、表2-5-5のとおりである。

表2-5-5 平成21年度環境審査状況

事業	埋立て	大型店舗	岩石採取	計
件数	6	12	18	36